

新潟県アウトリーチ（訪問）支援業務委託仕様書

1 業務目的

精神障害を有する方の地域生活を支援するため、多職種によるアウトリーチ（訪問）支援を行い、支援対象者及びその家族等の状態等に応じて、必要な支援を適切に提供するとともに、個別の支援を通じて、保健・医療・福祉の連携による重層的な支援体制の構築を図ることを目的とする。

2 業務内容

（1）対象者

対象者の選定は、保健所、市町村、地域関係機関等からの依頼のあった者、実施機関に関わりのある者（過去に関わりがあった者も含む）等、以下のいずれかに該当するものについて、ケース・カンファレンスにおいて十分に検討を行う。

なお、本事業は国の地域生活支援促進事業補助により実施しており、医療保険、介護保険、自立支援給付等の既存制度で請求可能な支援と重複する支援内容については、補助対象とならないことに留意する。原則、65歳以上の高齢者は対象者から除くものとする。

ア 精神疾患が疑われる未受診者

家族・近隣との間でトラブルが生じるなどの日常生活上の「危機」が発生するなど地域生活の維持・継続が困難であり、精神疾患が疑われ、入院以外の手法による医療導入が望ましいと判断される者。

なお、対象者が「危機」と捉えていなくとも、対象者が精神症状の悪化により生活上の困難をきたすと想定される場合も対象とする。

イ ひきこもりの精神障害者（疑い例を含む）で現在未受診者

特に身体疾患等の問題がないにも関わらず、概ね6か月以上、社会参加活動がない状態や自室に閉じこもり家族等との交流がない状態が続いている者で、過去に精神疾患による入院歴又は定期的な通院歴のある者又は症状等から精神疾患が疑われる者の内、入院以外の手法による医療導入が望ましいと判断される者。

ウ その他保健所等の行政機関を含めて検討した結果、支援対象ケースとして選定した以下の者

- ・ 精神科医療機関の受療中断、又は服薬中断等により、日常生活上の危機が生じている者。
- ・ 精神疾患による長期（概ね1年以上）入院をしていた者、又は入院を頻繁に繰り返している者の内、病状が不安定で、入院以外の手法による医療導入が望ましいと判断される者。

（2）対象地域

アウトリーチ支援の対象地域は、予め本事業の委託先と支援が可能な合理的な範囲を

調整した上で、設定する（新潟市内を除く）。

（３）アウトリーチチームの構成

本事業の実施に当たって、次に掲げる職種等でアウトリーチチームを組織する。本事業の受託者は、業務に十分に対応できる人員を確保し、チーム内及び関係機関との十分な情報共有を行い、連携体制の整備を図ることとする。

- ア 精神保健福祉士、保健師、看護師、作業療法士等の専門職の内いずれか1名以上。
- イ 精神科医師（電話等による指示及び往診、個別支援会議への出席を含め十分に連携が図れる者であること）。
- ウ その他、臨床心理技術者、相談支援専門員、ピアサポーター等。

（４）対象者に対する地域生活の維持及び社会的自立の促進に向けた支援

ア アウトリーチ（訪問）支援依頼の受付及び対象者の選定（インテーク）

事前に設定をした範囲に居住地（入院中の者については帰住地）がある者について、アウトリーチ支援の依頼を受け付ける。受付を行う際は、依頼者に対して、アウトリーチ支援を依頼することを対象者が了解していることを確認し、記録に残す（なお、この場合の「了解」とは、アウトリーチ支援を希望することを指すのではなく、了知及び拒否していないことを指す）。

支援対象者の選定に当たっては、家族や市町村、地域機関等からの情報提供等により把握した内容をもとに事前調査を行い、市町村及び保健所等の行政機関を参画させて行うものとする。

なお、アウトリーチ支援を行っている市町村や地域機関等に対し、対象者のアセスメントや支援方針に関する助言を行うことを目的に、必要な範囲で、それらの機関との同行によるアウトリーチ支援を行うことも可能なものとする。

アウトリーチ支援の対象とする場合は、支援の目的と目標、推定される支援期間（支援計画）を決定する。アウトリーチ支援の対象としない場合は、地域依頼者に対して、可能な限り代替の相談機関等を紹介する。

選定及び支援計画の実施に当たっては、対象者の権利擁護に留意する。

イ アウトリーチ支援の実施

対象者に対し、関係機関と共有された支援計画に基づき、多職種による支援を実施する。支援にあたっては、個々の対象者のニーズや環境に応じ、本業務実施医療機関における面接や電話相談、オンラインによる面談等、訪問以外の方法でも対応できるものとする。

アウトリーチ支援に当たっては、対象者に応じて訪問する職種を工夫し、必要に応じて行政機関の職員の同行を求める。訪問が対象者にとって侵襲性が高い支援方法であることに留意し、対象者が面会を拒否した場合等は無理に会おうとせず、対応について再度検討する。

対象者が精神病床への非自発的な入院が必要であると思慮される場合には、アウトリーチ支援の継続の必要性について慎重に検討する。その上でアウトリーチ支援を中

止する場合は、適切な機関へ引き継ぐ。その後、再びアウトリーチ支援の必要性が生じた場合には、再開する。

なお、支援に当たっては、支援者側の一方的な計画によって行うのではなく、支援対象者や家族等との間に信頼関係を構築するよう努める。

支援内容支援記録を作成し、保管する。

ウ ケース・カンファレンスの開催

支援対象者の選定や支援内容の検討、個別支援計画の作成・評価、支援内容の報告等を行うために、ケース・カンファレンスを開催する。

ケース・カンファレンスは、原則市町村や保健所等の行政機関の関係者を参画させるものとし、月1回程度対象者の状況に応じて開催する。

また、支援の評価については、支援開始後概ね6か月ごとに、当該会議等により支援継続・終了を協議する。支援対象者が診療報酬や自立支援給付による支援に繋がった（本事業としての支援は終了した）後においても、当分の間、同じチームで対応する可能性を考慮し、行政機関をはじめとする地域関係者と十分に協議しながら支援継続について検討する。

(5) 保健所、市町村、相談支援事業所、医療機関等の関係機関との連携

アウトリーチチームは、保健所、市町村、相談支援事業所、医療機関等の関係機関と連携しながら2に掲げる業務を行い、重層的な支援体制の構築に努めることとする。

(6) アウトリーチ事業評価検討委員会への出席

活動状況の把握、支援内容に係る定期的なモニタリング、事業推進に向けた調整、事業の評価及び検証を行うため、県が年1回開催するアウトリーチ事業評価検討委員会において、活動状況の報告を行い、その際の評価及び検証結果を踏まえ、適宜事業の見直しを行うものとする。

(7) アウトリーチ支援事業の推進に係ること

アウトリーチ支援について関係者の理解を深めるとともに、必要に応じて支援に従事する者の人材養成を図るための研修等を実施するものとする。

3 業務実施の条件

(1) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 業務計画

業務実施計画書（別記様式第1号）を、別に定める期日までに県福祉保健部障害福祉課に提出する。

(3) 実績報告

- ア 各月毎の業務進捗状況及び活動内容について、業務活動報告（別記様式第2号）を翌月15日までに提出する。
- イ 事業完了後、延滞なく、別に定めるアウトリーチ（訪問）支援業務実施報告書（別記様式第3号）を提出する。

4 その他

（1）再委託の禁止

委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

（2）その他

- ア 委託料については、県との協議により最大で全額を概算払とすることができる。
- イ 業務受託者は、業務の遂行に当たり関連する法令等を遵守しなければならない。
- ウ 業務受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- エ 契約に係る費用は、業務受託者の負担とする。
- オ この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項については、新潟県と業務受託者とで協議の上、決定する。
- カ 業務の実施に当たっては、新潟県及び対象地域の管内保健所及び市町村と十分に連携を取りながら実施する。